

# 山形県県土整備部における情報共有システムの試行要領(営繕工事)

## 第1 目的

山形県県土整備部が発注する建設工事において、ASP方式※の情報共有システム（以下「システム」という。）を導入して、CALS/ECの一環として書類の簡素化や電子化、ワンデーレスポンスの推進を図り、発注者及び受注者双方の情報共有並びに生産性の向上を図ることを目的とする。

※ASP方式（「アプリケーション・サービス・プロバイダ」の略）  
インターネット上でアプリケーションソフトを利用できるサービス

## 第2 実施内容

建設工事における「工事打合せ簿」等の工事書類（以下「帳票」という。）は、システムを利用して作成、発議、決裁、保存を実施するものとする。また、以下については、従来の紙による対応も可能とする。

- (1) 指示の発議など監督職員以外に決裁ラインが必要とされる場合（決裁ライン設定によるシステム利用も可）
- (2) 原本を取扱う書類の場合（品質証明書等、決裁ライン以外の押印が必要なもの）

なお、建設工事で作成した図面及び数量計算等の資料については、システムの書類管理機能を活用して関係者間で共有し、その他の機能(スケジュール機能、掲示板機能等)については、有益なものを積極的に活用すること。

## 第3 システムの利用条件

対象工事については、営繕工事共通特記仕様書にシステムの利用条件を記載するものとする。

## 第4 その他

- (1) システムを利用した帳票は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書における「書面」として認められるものとする。
- (2) 本運用により、帳票の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、山形県県土整備部建築住宅課営繕室あて速やかに報告するものとする。

## 附 則

この要領は、令和6年7月1日以降の施行何から適用する。